# いしかわお試しテレワーク移住支援補助金交付要綱

# (趣旨)

第1条 いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会(以下、「実行委員会」という。)は、 テレワークの活用による転職を伴わない本県への移住を推進するため、県外事業者の従 業員等や県外在住の個人事業主・フリーランスが、本県でのテレワークを試行する場合 に要する経費に対し、いしかわお試しテレワーク移住支援補助金(以下、「本補助金」と いう。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、石川県補助金 交付規則(昭和34年石川県規則第29号)及びこの要綱に定めるところによる。

# (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 県外事業者の従業員等 県外事業者の役員又は従業員をいう。
  - (2) 個人事業主・フリーランス 特定の会社や団体に属さずに業務を行う個人をいう。
  - (3) テレワーク

情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場所とは異なる場所で仕事をすることをいう。

(4) お試しテレワーク移住

6泊7日以上連続して本県に滞在し、テレワークを試行することをいう。ただし、出 張によるものは除く。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象は、県外事業者の従業員等、個人事業主・フリーランス及 び同行する世帯員で、別表1の要件を満たす者とする。

## (補助対象経費等)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、対象期間、補助率 及び上限額は、別表2に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

- 第5条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに委員長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)

- (2) 経費の内訳書 (様式第3号)
- (3) 県外事業者の従業員等または県外在住の個人事業主・フリーランスを証する書類

(補助金の交付決定)

第6条 委員長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき ものと認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書に より通知するものとする。

# (補助金の変更承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助対象事業の内容を変更をし、中止をし、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第4号)又は中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更にあっては、当該変更が補助対象事業の実施に要する経費の総額の20%以内の増減である場合には、この限りでない。

## (補助金の変更交付決定)

第8条 委員長は、前条の規定による変更承認申請に係る補助事業の内容が適正であると認めたときは、補助事業者に対し、変更交付決定通知書により通知するものとする。

### (実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、委員長に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い時期とする。
  - (1) 事業報告書(様式第7号)
  - (2) 経費の内訳書(様式第8号)
  - (3) 現地体験プログラム活動確認票(様式第9号)
  - (4) 支出したことを証する書類の写し(領収書等)
  - (5) テレワークで業務を行ったことを証する写真または書類
  - (6) その他委員長が必要と認める書類

### (補助金の額の確定)

第10条 委員長は、前条の報告があったときは、必要な検査を行い、その報告にかかる 補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき 補助金の額を確定し、補助事業者に対し、額の確定通知書により通知するものとする。

### (補助金の精算請求)

第11条 補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、補助金精算払請求

書(様式第10号)を委員長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 委員長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(書類の保管等)

第13条 補助事業者は補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助事業完了 後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は令和4年6月21日から施行する。

附 則(令和5年1月10日一部改正) この要綱は令和5年1月10日から施行する。

附 則(令和5年4月25日一部改正) この要綱は令和5年4月25日から施行する。

附 則(令和5年11月15日一部改正) この要綱は令和5年11月15日から施行する。

## 要件

次の要件の全てを満たす者とする。

- ア 石川県外に在住している者であること。
- イ 石川県外で勤務している者であること。
- ウ お試しテレワーク移住を実施する全期間にわたり、石川県内に滞在場所を確保する こと。
- エ お試しテレワーク移住を実施する期間内で、本県の移住体験事業または、協賛自治体・事業者が実施する現地体験プログラムに参加すること。
- オ 本県への移住志向を有する者であること。
- カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- キ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。
- ク 宗教活動又は政治活動に関する事業に係る者でないこと。
- ケ 世帯員を含め、これまでに本補助金の交付を受けていないこと。
- コ 世帯員が同行する場合は、世帯員についても、ア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの要件を満たす者であること。

別表2 (第4条関係)

	経費区分	内 容
対象経費	滞在施設費	・本県滞在に係るホテルや旅館等の宿泊費
		・本県滞在に係るウィークリーマンション等住居に係る
		賃料
		※旅館業法に規定する施設(旅館、ホテル、簡易宿所、下
		宿)及び住宅宿泊事業法上の住宅(民泊)、ウィークリ
		ーマンション、マンスリーマンションを補助対象とす
		る
		※管理費、共益費は対象(敷金、礼金、保証金、仲介手数
		料は対象外)
		※食事代、サービス料は対象外とする(ただし、あらかじ
		め宿泊旅行代金に含まれ、不可分の場合は対象とする)
	移動・交通費	・お試しテレワーク移住の開始及び終了に伴う、県外居
		住地・県内滞在地間の交通費
		・県内滞在地とコワーキングスペース等テレワーク実施
		場所間の交通費
		・地域イベントへの参加や地域住民・企業の経営者等と
		の交流に伴う交通費
		・レンタカー利用料(県内移動に限る)
		※自家用車での来県も可能とし、その際の高速道路使用
		料も対象とする
		※移動に係る燃料費も対象とする
		※ただし、滞在期間中の県内滞在地と県外居住地との往
		来は対象外
		・月額基本料、初回登録料、ドロップイン(1日以下)利
	コワーキング	用料
	スペース利用料	※ロッカー利用料、会議室使用料、コピー利用料等は対象
		外
対象期間	6泊7日以上	
	1/2以内	
補助率		1/2以内

<sup>※</sup>国、県、市町等から本滞在に係る助成金の交付を別途受けている場合は、助成対象外とする。